

公 示

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

平成28年11月22日付け、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部を下記のとおり改正したので公示する。

令和7年3月11日

関東運輸局長	藤田	礼子
東京運輸支局長	織田	陽一
神奈川運輸支局長	柳瀬	光輝
埼玉運輸支局長	團村	聡
群馬運輸支局長	諏訪	幸夫
千葉運輸支局長	菊池	雅彦
茨城運輸支局長	勝家	省司
栃木運輸支局長	吉池	明人
山梨運輸支局長	和田	喜則

記

別紙新旧対照表のとおり改める。

附 則（令和7年3月11日 関自監旅第352号、関自旅一第1403号、関自保第311号）

1. この公示は、令和7年4月1日から施行する。
2. 令和7年3月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
<p data-bbox="168 335 1008 367">一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p data-bbox="67 406 1108 470">一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="683 510 1086 813"> 平成28年11月22日 一部改正 平成29年 1月16日 一部改正 平成29年 3月16日 一部改正 令和2年11月27日 一部改正 令和3年5月31日 一部改正 令和5年9月29日 一部改正 令和6年3月29日 一部改正 令和6年9月25日 <u>一部改正 令和7年3月11日</u> </p> <p data-bbox="649 853 1086 1165"> 関東運輸局長 持永 秀毅 東京運輸支局長 渡邊 元尚 神奈川運輸支局長 遠藤 恭弘 埼玉運輸支局長 塩田 一浩 群馬運輸支局長 池田 豊 千葉運輸支局長 齋藤 隆 茨城運輸支局長 佐々木博康 栃木運輸支局長 新井 直樹 山梨運輸支局長 五十嵐 康夫 </p> <p data-bbox="571 1236 604 1268">記</p> <p data-bbox="78 1340 145 1372">(略)</p> <p data-bbox="67 1380 224 1412">附 則 (略)</p> <p data-bbox="67 1412 1097 1444"><u>附 則(令和7年3月11日 関自監旅第352号、関自旅一第1403号、関自保第311号)</u></p> <p data-bbox="89 1444 672 1476"><u>1. この公示は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1243 335 2083 367">一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p data-bbox="1131 406 2172 470">一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第40条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1736 510 2161 782"> 平成28年11月22日 一部改正 平成29年 1月16日 一部改正 平成29年 3月16日 一部改正 令和2年11月27日 一部改正 令和3年5月31日 一部改正 令和5年9月29日 一部改正 令和6年3月29日 一部改正 令和6年9月25日 </p> <p data-bbox="1702 853 2139 1165"> 関東運輸局長 持永 秀毅 東京運輸支局長 渡邊 元尚 神奈川運輸支局長 遠藤 恭弘 埼玉運輸支局長 塩田 一浩 群馬運輸支局長 池田 豊 千葉運輸支局長 齋藤 隆 茨城運輸支局長 佐々木博康 栃木運輸支局長 新井 直樹 山梨運輸支局長 五十嵐 康夫 </p> <p data-bbox="1624 1236 1657 1268">記</p> <p data-bbox="1142 1340 1209 1372">(略)</p> <p data-bbox="1131 1380 1288 1412">附 則 (略)</p> <p data-bbox="1131 1412 1243 1444"><u>(新設)</u></p>

2. 令和7年3月31日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。

○一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新				旧			
適用条項	違反行為事項	初違反	基準日車等 再違反	適用条項	違反行為事項	初違反	基準日車等 再違反
運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(注1) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上(注2) 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注3)(注4) 3 疾病、疲労等による運行の業務 4 薬物等使用運行の業務	警告 20日車 15日車×未受診者数	10日車 40日車 30日車×未受診者数	運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(注1) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上(注2) 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注3)(注4) 3 疾病、疲労等による運行の業務 4 薬物等使用運行の業務	警告 20日車 40日車	10日車 40日車 80日車 160日車 200日車
	(注1) 疾病のおそれのある運行の業務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で運行の業務に従事させることをいう。 (注2) 通達本文4.(1)②に該当するものを除く。 (注3) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注4) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに運行の業務に従事させていた場合、又は、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに運行の業務に従事させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、2を適用した運転者は、1の調査対象から除く。				(注1) 疾病のおそれのある運行の業務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で運行の業務に従事させることをいう。 (注2) 通達本文4.(1)②に該当するものを除く。 (注3) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注4) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに運行の業務に従事させていた場合、又は、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに運行の業務に従事させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、2を適用した運転者は、1の調査対象から除く。		